

第139号



郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
104-0031 東京都中央区京橋3-6-3
京橋通郵便局5F
TEL・FAX 03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

営業の見直しが必要だ

DM不正料金の問題で有罪判決が

9月7日の新聞によりますと、ダイレクトメールの発送をめぐり元郵便部長が発送代行会社「ティーティーオ」に接待をうけ、その見返りとしてダイレクトメールの料金を大幅に値引きしたことにに関して、横浜地裁は懲役3年、執行猶予4年、追徴金61万106円の判決を下しました。裁判長は「郵便事業という公共性の高い職務の公正を害するものとして、強い非難に値する」として判決を出したといっています。

この判決に 職場で出ている声

この判決に職場では、「上から過大なノルマを言われると、それを達成させていくために担当者はさうとうの犠牲が強いられている。接待をうけてその見返りとして料金を割り引いたことは重大な犯罪だし、有罪判決は当然」、このような事件が起こる度に思うが、担当者はいつも犠

沖縄で新基地建設ノルマを再度審判

沖縄県知事選挙は、安倍政権が進める辺野古新基地建設に反対する玉城デニー氏が圧勝しました。沖縄県民の民意を尊重させるよう私たちは東京からも運動を大きくしていこう。



牲を被るのに過大なノルマを押し付ける上の責任が問われないのはおかしい」、「これは過大なノルマからくる事だけれども、自爆営業もその一つだ。施策ゆうパックの販売を言われると、必要でもないのに数を上げるために自爆している人がいる。これが何十年も繰り返されている訳で、こうしたこと変えていく必要がある」という声があ

あがつていきます。
**コンプライアンス
が守られる職場を**
皆さん、今回の有罪判決を受け営業のあり様の見直しや過大なノルマを是正させていく必要があります。そして、郵政職場をコンプライアンスが守られるようにしていくために一緒に声をあげていきましょう。